

○航空自衛隊給汽設備管理規則

平成5年11月26日 航空自衛隊達第43号

航空幕僚長 空将 石塚 勲

改正 平成 7年5月23日 航空自衛隊達第20号
平成 9年 3月5日 航空自衛隊達第 9号
平成12年4月28日 航空自衛隊達第28号
平成19年8月31日 航空自衛隊達第39号
平成20年12月1日 航空自衛隊達第36号
平成23年8月15日 航空自衛隊達第32号
平成24年3月23日 航空自衛隊達第13号
平成25年3月25日 航空自衛隊達第17号
平成25年7月31日 航空自衛隊達第66号
平成26年3月24日 航空自衛隊達第14号
平成29年6月23日 航空自衛隊達第27号
令和元年 6月27日 航空自衛隊達第14号

航空自衛隊給汽設備管理規則を次のように定める。

航空自衛隊給汽設備管理規則（登録報告）（登録外報告）

航空自衛隊ボイラー及び圧力容器管理規則（昭和53年航空自衛隊達第30号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 給汽設備の管理

第1節 設置（第4条—第7条）

第2節 取扱作業主任者等（第8条—第13条）

第3節 維持保存（第14条—第18条）

第4節 熱管理（第19条—第21条）

第5節 性能検査等（第22条—第26条）

第6節 変更、休止及び廃止（第27条—第29条）

第3章 ボイラー検査官（第30条・第31条）

第4章 雑則（第32条—第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、航空自衛隊における給汽設備の管理に関し必要な事項を定め、もってその機能の保持と安全の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理 維持、保存及び運用をいう。
- (2) 給汽設備 ボイラー、簡易ボイラー、圧力容器、給汽管及び蒸気を使用する設備並びにこれらに附帯する設備をいう。
- (3) ボイラー 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「政令」という。）第1条第3号に掲げるボイラーをいう。
- (4) 小型ボイラー 政令第1条第4号に掲げるボイラーをいう。
- (5) 簡易ボイラー 政令第13条第36号に掲げるボイラーをいう。
- (6) 圧力容器 第1種圧力容器及び第2種圧力容器をいう。
- (7) 第1種圧力容器 政令第1条第5号に掲げる圧力容器をいう。
- (8) 第2種圧力容器 政令第1条第7号に掲げる圧力容器（蒸気を使用するものに限る。）をいう。
- (9) 小型圧力容器 政令第1条第6号に掲げる圧力容器をいう。
- (10) 最高使用圧力 ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号。以下「ボイラー則」という。）第1条第6号に掲げる圧力をいう。
- (11) ボイラー技士 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）別表第4に掲げる特級ボイラー技士免許、1級ボイラー技士免許又は2級ボイラー技士免許の保有者をいう。
- (12) 取扱い 運転操作並びに日常の点検、手入れ及び清掃をいう。
- (13) 司令官等 航空総隊司令官、航空方面隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官及び補給本部長をいう。
- (14) 検査担当官 落成検査及び性能検査を実施する航空方面隊司令官をいう。
- (15) 基地司令等 基地司令及び分屯基地司令をいう。
- (16) 基地業務担当部隊等の長 基地司令及び基地業務に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第1号）第6条第2項に規定する部隊等の長をいう。
- (17) 部隊等 編制部隊並びに独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに機関及び地方機関をいう。
- (18) 使用隊等 給汽設備を使用する編制単位部隊並びに機関及び地方機関の課及び室をいう。

(職責)

第3条 司令官等は、隷下又は管理下の部隊等の長の実施する給汽設備の管理業務を指導監督するものとする。この場合において、航空総隊司令官が指導監督する部隊の長は、秋田救難隊長、新潟救難隊長及び作戦システム運用隊司令とする。

2 検査担当官は、別表第1に定めるところにより第6条及び第24条に規定する検査を担当し、当該検査に係る設備を管理する部隊等の長の行う管理業務について指導するものとする。

3 基地司令等は、給汽設備の管理について、特に必要があるときは、当該基地等所在部隊等

の長を統制することができる。

- 4 基地業務担当部隊等の長は、給汽設備の取扱いについて、使用隊等の長を指導するとともに、第17条に規定する教育並びに当該給汽設備について所要の維持及び保存の業務を実施する。
- 5 部隊等の長は、当該部隊等で使用する給汽設備の運用について責任を負うものとし、第18条に規定する運転基準を定めるものとする。
- 6 使用隊等の長は、使用する給汽設備の取扱いについて責任を負うものとする。
- 7 航空施設隊司令は、基地業務担当部隊等の長が実施する給汽設備の維持及び保存の業務に関し、必要な技術支援を行うものとする。

第2章 給汽設備の管理

第1節 設置

(設置計画)

第4条 基地業務担当部隊等の長は、ボイラー又は圧力容器を設置(更新による設置を含む。)する場合は、あらかじめ設置計画を策定するものとする。

- 2 基地業務担当部隊等の長は、前項の設置計画を策定する場合は、別表第2に定める基準を満たされなければならない。

(設置の報告等)

第5条 基地業務担当部隊等の長(秋田救難隊長、新潟救難隊長及び作戦システム運用隊司令を除く。)は、ボイラー(小型ボイラーを除く。)又は第1種圧力容器を設置(更新による設置を含む。)する場合は、あらかじめ設置計画を別紙様式第1により司令官等(航空総隊司令官を除く。)に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた司令官等(航空総隊司令官及び検査担当官である司令官等を除く。)は、検査担当官に当該設備について次条に規定する落成検査の実施を依頼するものとする。
- 3 秋田救難隊長、新潟救難隊長及び作戦システム運用隊司令は、ボイラー(小型ボイラーを除く。)又は第1種圧力容器を設置(更新による設置を含む。)する場合は、あらかじめ設置計画を別紙様式第1により航空総隊司令官に報告するとともに、検査担当官に当該設備について次条に規定する落成検査の実施を依頼するものとする。
- 4 前2項の依頼を受けた検査担当官は、当該設置工事について、留意すべき事項を当該基地業務担当部隊等の長に示すものとする。
- 5 部隊等の長は、小型ボイラー及び小型圧力容器並びに第2種圧力容器を設置した場合は、別紙様式第1を準用して司令官等に報告するとともに、当該基地業務担当部隊等の長に通知するものとする。

(落成検査)

第6条 検査担当官は、ボイラー則第14条第1項及び第59条第1項に規定する事項について検査を行わなければならない。

- 2 基地業務担当部隊等の長は、ボイラー(小型ボイラーを除く。)又は第1種圧力容器を設置したときは、当該設備が適正に設置されているか否かについて、検査担当官が行う検査(以

下「落成検査」という。)を受けなければならない。ただし、検査担当官が当該検査を行う必要がないと認めた第1種圧力容器については、この限りでない。

(検査証)

第7条 検査担当官は、基地業務担当部隊等の長に対し落成検査に合格したボイラー(小型ボイラーを除く。)若しくは第1種圧力容器又は前条第2項ただし書に規定する第1種圧力容器について検査証(別紙様式第2)を交付するものとする。

第2節 取扱作業主任者等

(就業制限)

第8条 基地業務担当部隊等の長は、ボイラー(小型ボイラーを除く。)の取扱業務を実施する者(以下「ボイラー取扱者」という。)としてボイラー技士以外の者を、充ててはならない。ただし、ボイラー技士の指導の下に当該業務に就かせる場合はこの限りでない。

2 基地業務担当部隊等の長は、前項の規定にかかわらず、政令第6条第16号イからニまでに掲げるボイラーの取扱業務については、安衛則第78条第23号に掲げるボイラー取扱技能講習を修了した者を当該業務に就かせることができる。

3 基地業務担当部隊等の長は、ボイラー及び第1種圧力容器の溶接業務については、安衛則別表第4の上欄に掲げる特別ボイラー溶接士免許を有する者でなければ当該業務に就かせてはならない。ただし、溶接部の厚さが25ミリメートル以下の場合又は管台、フランジ等を取り付ける場合の溶接業務については、同表の上欄に掲げる普通ボイラー溶接士免許を有する者を当該業務に就かせることができる。

4 基地業務担当部隊等の長は、ボイラー(小型ボイラーを除く。)又は第1種圧力容器の整備業務については、安衛則別表第4の上欄に掲げるボイラー整備士免許を有する者(以下「ボイラー整備士」という。)でなければ、当該業務に就かせてはならない。ただし、当該ボイラー整備士の指導の下に当該業務に就かせる場合は、この限りでない。

(ボイラー取扱者の職務)

第9条 基地業務担当部隊等の長は、ボイラー取扱者に別表第3に定める職務を行わせるものとする。

(ボイラー取扱作業主任者の指定)

第10条 基地業務担当部隊等の長は、ボイラー取扱者の中から、ボイラー則第24条第1項及び第2項に規定する区分に応じて、適任者をボイラー取扱作業主任者に指定するものとする。

2 基地業務担当部隊等の長は、2か所以上の場所にボイラー(小型ボイラーを除く。)を設置している場合で、次条に規定するボイラー取扱作業主任者の職務に支障がないと認めるときは、一人のボイラー取扱作業主任者に他のボイラー取扱作業主任者の職務を兼ねさせることができる。

(ボイラー取扱作業主任者の職務)

第11条 基地業務担当部隊等の長は、ボイラー取扱作業主任者に、ボイラー取扱者が実施する業務について監督指導を行わせるものとする。

(第1種圧力容器取扱作業主任者の指定)

第12条 基地業務担当部隊等の長は、ボイラー則第62条第1項及び第2項に規定する区分に応じて、適任者を第1種圧力容器取扱作業主任者に指定するものとする。

(第1種圧力容器取扱作業主任者の職務)

第13条 基地業務担当部隊等の長は、第1種圧力容器取扱作業主任者に別表第4に定める職務を行わせるものとする。

第3節 維持保存

(維持及び保存業務の実施)

第14条 基地業務担当部隊等の長は、ボイラー作業主任者に別表第5に定める業務実施要領に基づき、ボイラー(小型ボイラーを除く。)又は第1種圧力容器の維持及び保存業務を実施させるものとする。

(定期点検等)

第15条 基地業務担当部隊等の長は、ボイラー(小型ボイラーを除く。)又は第1種圧力容器ごとに当該設備の特性及び運用状況に応じ別表第6に掲げる項目を基準として、点検内容及び点検間隔(点検時期を含む。)並びに定期点検要領及び記録要領を定めて、点検し、記録するとともに、必要な処置を講ずるものとする。

2 基地業務担当部隊等の長は、小型ボイラー、簡易ボイラー、第2種圧力容器及び小型圧力容器を1年に1回、定期に次の各号に掲げる事項について点検を実施し、その結果を記録しておくものとする。

(1) 小型ボイラー及び簡易ボイラーにあつては、ボイラー本体、燃焼装置、自動制御装置及び附属品の損傷又は異常の有無

(2) 第2種圧力容器及び小型圧力容器にあつては、本体、ふたの締めつけボルト、管及び弁の損傷又は摩耗の有無

3 基地業務担当部隊等の長は、前項の点検結果により安全上支障のある設備又は熱損失の大きい設備については、使用させてはならない。

(ボイラー運転日誌)

第16条 基地業務担当部隊等の長は、ボイラー(小型ボイラーを除く。)の管理について、その実施状況等を別紙様式第3に定める様式又はこれに準ずる様式の運転日誌に所要の事項を記録し、保存するものとする。

(ボイラー等安全取扱教育)

第17条 基地業務担当部隊等の長は、使用隊等において小型ボイラー、簡易ボイラー及び圧力容器の取扱いに従事する隊員に対してボイラー及び圧力容器の安全な取扱いに関する教育(以下「ボイラー等安全取扱教育」という。)を実施するものとする。

2 教育内容及び教育時間の基準は、別表第7による。

3 部隊等の長は、小型ボイラーの取扱業務にボイラー取扱者以外の隊員に従事させるときは、あらかじめ当該隊員にボイラー等安全取扱教育を受けさせるものとする。

(運転基準)

第18条 小型ボイラー、簡易ボイラー、第2種圧力容器又は小型圧力容器を使用する部隊等の長は、当該設備について、基地業務担当部隊等の長と調整の上、運転時間、日常の記録要領及び取扱い上の留意事項等を内容とする運転基準を定めるものとする。

2 使用隊等の長は、前項に規定する運転基準に基づき、給汽設備を適正に運転し、日日点検を記録するものとし、不具合を発見した場合は、速やかに部隊等の長に報告するとともに、基地業務担当部隊等の長に通知するものとする。

第4節 熱管理

(送汽計画)

第19条 基地業務担当部隊等の長は、別紙様式第4に定める基地の送汽計画を作成するものとする。

(燃料使用計画)

第20条 基地業務担当部隊等の長は、ボイラー用燃料の年間使用計画を作成し、燃料を効率的かつ計画的に使用するものとする。

(熱管理計器等の活用)

第21条 基地業務担当部隊等の長は、熱管理計器等を活用し、ボイラーの燃焼効率を最も良好に維持するように努めるものとする。

第5節 性能検査等

(検査証の有効期間)

第22条 ボイラー検査証及び圧力容器の検査証の有効期間は、原則として1年とする。

2 有効期間を経過したボイラー(小型ボイラーを除く。)又は第1種圧力容器(小型圧力容器を除く。)は使用してはならない。

(年度性能検査実施計画)

第23条 検査担当官は、年度性能検査の実施計画を作成し、年度当初に司令官等(検査担当官である司令官等を除く。)及び基地業務担当部隊等の長に通知するものとする。

(性能検査等)

第24条 基地業務担当部隊等の長は、管理するボイラー(小型ボイラーを除く。)又は第1種圧力容器(小型圧力容器を除く。)について、当該設備の検査証の有効期間を更新するための検査(以下「性能検査」という。)を受けなければならない。

2 検査担当官は、性能検査の実施に当たってはボイラー則第38条第1項又は第73条第1項に規定する事項について、検査を行わなければならない。

3 検査担当官は、性能検査を実施し、合格した設備については、その検査証の有効期間を更新するものとする。この場合において、性能検査の結果により1年未満又は1年を超え2年以内の期間を定めて有効期間を更新することができるものとする。

(判定)

第25条 第30条に規定するボイラー検査官は、性能検査を実施したときは、次の各号に掲げるところにより判定するものとする。

(1) 合格 支障なく使用できると認めた場合(使用に支障のない程度の改善又は補修を要す

る事項がある場合を含む。)

(2) 条件付合格 改善又は補修を要する事項があり、これを是正するか又は使用に一定の制限を加えれば、一定期間支障なく使用できると認めた場合

(3) 不合格 構造に欠陥があるか又は著しい損傷若しくは損耗があり、改善若しくは補修が必要であると認めた場合又は改善若しくは補修が不能と認めた場合

(検査結果の報告)

第26条 検査担当官は、次の各号に掲げるところにより検査結果を報告するものとする。

(1) 条件付合格又は不合格と判定したのものについては、判定報告を別紙様式第5により、その都度、航空幕僚長に報告(施設課長気付)(登録外報告)

(2) 年度検査実施状況については、別紙様式第6により翌年度4月末日までに航空幕僚長に報告(施設課長気付)(15-Z46(D))

第6節 変更、休止及び廃止

(変更の制限)

第27条 基地業務担当部隊等の長は、ボイラー又は圧力容器について別表第8に定める事項若しくは設備をみだりに交換又は変更してはならない。ただし、修繕に伴う交換又は変更はこの限りではない。

(廃止)

第28条 基地業務担当部隊等の長は、ボイラー又は圧力容器の使用を廃止したときは、別紙様式第7により司令官等に報告するものとする。その際、ボイラー(小型ボイラーを除く。)又は第1種圧力容器にあつては、当該設備の検査証を添付するものとする。

2 前項の報告を受けた司令官等(検査担当官である司令官等を除く。)は、ボイラー(小型ボイラーを除く。)又は第1種圧力容器に係る報告について、検査担当官に通知するものとし、その際、当該設備の検査証を返納するものとする。

(休止中の点検等)

第29条 基地業務担当部隊等の長は、ボイラー又は圧力容器の使用を1か月以上休止する場合は、別表第9に定める処置を講ずるとともに、同表に示す所定の点検を実施し、その結果を記録して保管するものとする。

第3章 ボイラー検査官

(ボイラー検査官の指定)

第30条 検査担当官は、航空施設隊に所属する隊員で、別表第10に定める資格を満たす者のうちから、適任者をボイラー検査官に指定するものとする。

(ボイラー検査官の権限)

第31条 ボイラー検査官は、ボイラー又は圧力容器の検査を行うに際し、当該検査を受検する基地業務担当部隊等の長に事前準備及び是正等必要な処置を求めることができる。

第4章 雑則

(検査台帳の備付け)

第32条 検査担当官は、別紙様式第8によるボイラー検査台帳及び別紙様式第9による圧力

容器検査台帳を備え付け、常時、整備するものとする。

- 2 基地業務担当部隊等の長は、前項の規定に準じて小型ボイラー、簡易ボイラー、小型圧力容器及び第2種圧力容器の台帳を備え付け、整備するものとする。

(関係書類等の保存期間)

- 第33条 検査担当官及び基地業務担当部隊等の長は、別表第11に定めるところにより関係書類等を分類し、保存するものとする。

(委任規定)

- 第34条 この達の実施に関して必要な事項は、司令官等並びに航空中央業務隊司令及び幹部学校長が定めるものとする。

附 則

この達は、平成6年1月10日から施行する。

附 則 (平成7年5月23日航空自衛隊達第20号)

この達は、平成7年7月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月5日航空自衛隊達第9号)

この達は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月28日航空自衛隊達第28号)

この達は、平成12年5月8日から施行する。

附 則 (平成19年8月31日航空自衛隊達第39号)

- 1 この達は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式用の紙は、残存部数に限り所要の修正の上、使用することができる。

附 則 (平成20年12月1日航空自衛隊達第36号)

この達は、平成20年12月1日から施行し、同年4月30日から適用する。

附 則 (平成23年8月15日航空自衛隊達第32号抄)

(施行期日)

- 1 この達は、平成23年8月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月23日航空自衛隊達第13号)

この達は、平成24年3月26日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日航空自衛隊達第17号)

この達は、平成25年3月26日から施行する。

附 則 (平成25年7月31日航空自衛隊達第66号)

この達は、平成25年8月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日航空自衛隊達第14号)

この達は、平成26年3月26日から施行する。

附 則 (平成29年6月23日航空自衛隊達第27号)

この達は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月27日航空自衛隊達第14号)

(施行期日)

1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この達の施行の際、この達による改正前の達に定める様式で、現に残存するものは、必要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第3条関係）

検査担当区分

| 検査担当官 | 検査担当基地等 |
|------------|--|
| 北部航空方面隊司令官 | 千歳基地及び同基地に属する分屯基地 三沢基地及び同基地に属する分屯基地 |
| 中部航空方面隊司令官 | 松島基地 百里基地 熊谷基地 市ヶ谷基地（市ヶ谷基地柏送信所を示す。） 目黒基地 府中基地 横田基地 入間基地及び同基地に属する分屯基地 静浜基地 浜松基地 小牧基地 岐阜基地及び同基地に属する分屯基地 小松基地 奈良基地 |
| 西部航空方面隊司令官 | 美保基地 防府北基地 防府南基地 築城基地 芦屋基地 春日基地及び同基地に属する分屯基地 新田原基地 |
| 南西航空方面隊司令官 | 那覇基地及び同基地に属する分屯基地 |

別表第2（第4条関係）

設置計画基準

| 項目 | 内容 |
|-----------------|---|
| 1 ボイラーの設置場所 | ボイラー（移動式ボイラー、屋外式ボイラー及び小型ボイラーを除く。）は、専用の建物又は建物の中の障壁で区画された場所（以下「ボイラー室」という。）に設置しなければならない。 |
| 2 ボイラー室の出入口 | ボイラー室には、2か所以上の出入口を設けるものとする。ただし、ボイラー取扱者等が緊急の場合に避難するのに支障がないものについては、この限りではない。 |
| 3 ボイラーの据付位置 | <p>(1) ボイラーの据付けに当たっては、ボイラーの最上部から天井又は配管その他ボイラーの上にある構造物までの距離を1.2メートルとしなければならない。ただし、安全弁その他の附属品の検査及び取扱いに支障がないときは、この限りではない。</p> <p>(2) 本体を被覆していないボイラー又は立て型ボイラーの据付けに当たっては、(1)によるほか、ボイラーの外壁から、壁、配管その他ボイラーの側部にある構造物（検査及び整備に支障がない場合は除く。）までの距離を0.45メートル以上としなければならない。ただし、胴の内径が500ミリメートル以下で、かつ、その長さが1,000ミリメートル以下のボイラーについては、0.3メートル以上とすることができる。</p> |
| 4 圧力容器の据付位置 | 圧力容器は、取扱い及び検査に支障がない位置に設置しなければならない。 |
| 5 ボイラーと可燃物との距離 | <p>(1) ボイラー又はボイラーに付設された金属性の煙突若しくは煙道かの外側から0.15メートル以内にある可燃性の物は、金属以外の不燃性の材料で被覆しなければならない。ただし、ボイラー又はボイラーに付設された金属性の煙突若しくは煙道が厚さ100ミリメートル以上の金属以外の不燃性の材料で被覆されている場合は、この限りではない。</p> <p>(2) ボイラー室に燃料を貯蔵するときは、これをボイラーの外側から2メートル（固体燃料にあつては1.2メートル）以上離して置かなければならない。ただし、ボイラーと燃料又は燃料タンクとの間に適当な障壁を設ける等防火のための処置を講じたときは、この限りではない。</p> |
| 6 ボイラーの排ガスの監視処置 | ボイラーの煙突からの排ガスの排出状況を観測するための窓をボイラー室に設置する等、ボイラー取扱者が燃焼が正常に行われていることを容易に監視することができる処置を講ずるものとする。 |

別表第3（第9条関係）

職務事項

| 事項 | 内容 |
|---------|---|
| ボイラー取扱者 | <ol style="list-style-type: none"> 1 圧力、水位及び燃焼状態を監視する。 2 送汽計画に基づいて送気し、急激な負荷の変動を与えないように努めること。 3 最高使用圧力を超えて圧力を上昇させないこと。 4 安全弁の機能の保持に努めること。 5 1日1回以上、水面測定装置の機能を点検すること。 6 適宜、吹き出し及び薬剤の投入によりボイラー水を適正な値に維持すること。 7 給水装置の機能の保持に努めること。 8 低水位燃焼遮断装置、火炎検出装置その他の自動制御装置を点検し、及び調整すること。 9 異常を認めたときは、直ちに必要な処置を講ずること。 10 排出されるばい煙の測定濃度及びボイラーの取扱い中における異常の有無を記録すること。 |

別表第4（第13条関係）

職務事項

| 事項 | 内容 |
|----------------|---|
| 第1種圧力容器取扱作業主任者 | <ol style="list-style-type: none"> 1 最高使用圧力を超えて圧力を上昇させないこと。 2 安全弁の機能の保持に努めること。 3 圧力容器を初めて使用するとき又はその使用方法若しくは取り扱う内容物の種類を変えるときは、圧力容器取扱者に、あらかじめ当該作業の方法を周知させるとともに、当該作業を直接指導すること。 4 圧力容器、附属品及びその配管に異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な処置を講ずること。 |

別表第5（第14条関係）

業務実施要領

（その1）

| 項目 | 業務実施要領 | |
|----------|--|---|
| 1 ばい煙の防止 | ボイラーから排出されるばい煙による障害を予防するため、関係施設及び燃焼方法の改善その他、必要な処置を講ずることにより煤煙を排出しないよう努めること。 | |
| 2 附属品の管理 | ボイラーの安全弁その他の附属品 | <p>（1）安全弁は、最高使用圧力以下で作動するように調整すること。</p> <p>（2）過熱器安全弁は、胴の安全弁より先に作動するよう調整する。</p> <p>（3）逃がし管は、凍結しないように保温その他の処置を講ずること。</p> <p>（4）圧力計又は水高計は、使用中その機能を害するような振動を受けることがないようにし、かつ、その内部が凍結し、又は80℃以上の温度にならない処置を講ずること。</p> <p>（5）圧力計又は水高計の目盛りには、当該ボイラーの最高使用圧力を示す位置に、見やすい表示をすること。</p> <p>（6）蒸気ボイラーの常用水位は、ガラス水面計又はこれに接近した位置に、現在水位と比較することができるように表示すること。</p> <p>（7）燃焼ガスに触れる給水管、吹出管及び水面測定装置の連絡管は、耐熱材料で防護すること。</p> <p>（8）温水ボイラーの返り管については、凍結しないように保温その他の処置を講ずること。</p> <p>（9）（1）にかかわらず、安全弁が2個以上ある場合は、1個の安全弁を最高使用圧力以下で作動するように調整したときは、他の安全弁を最高使用圧力の3パーセント増以下で作動するように調整することが可能である。</p> |

(その2)

| 項目 | 業務実施要領 | |
|-------------|---|---|
| | 圧力容器の安全弁その他の附属品 | (1) 安全弁は、最高使用圧力以下で作動するように調整すること。 (2) 圧力計は、使用中その機能を害するような振動を受けることがないようにし、かつ、その内部が凍結し、又は80℃以上の温度にならない処置を講ずること。 (3) 圧力計の目盛りには、当該圧力容器の最高使用圧力を示す位置に、見やすい表示をすること。 |
| 3 ボイラー室の管理等 | (1) ボイラー室その他のボイラー設置場所には関係者以外の者がみだりに立ち入ることを禁止。かつ、その旨を見やすい箇所に掲示すること。 (2) ボイラー室には、必要がある場合のほか、引火しやすい物を持ち込ませないこと。 (3) ボイラー室には、水面計のガラス管、ガスケットその他必要な予備品及び補修用工具類を備えておくこと。 (4) ボイラー検査証並びにボイラー取扱作業主任者及びボイラー取扱者の資格、階級及び氏名をボイラー室の見やすい箇所に掲示すること。 (5) 燃焼室、煙道等のれんがに割れが生じ、又はボイラーとれんが積みとの間にすきまが生じたときは、速やかに補修すること。 (6) ボイラー室の配管は、付表に定める配管の種類に応じ、全部を白系統の配色とし、一部見やすい箇所に矢印、管種別名及び10センチメートル幅の帯状（部分的）で表示すること。 (7) 蒸気管、給湯管、給水管、送油管等の配管図をボイラー室に掲示すること。 | |
| 4 圧力容器室の管理等 | (1) 圧力容器室等に、は関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に掲示すること。 (2) 圧力容器室等には、必要がある場合のほか、引火しやすい物を持ち込ませないこと。 (3) 圧力容器室には、必要な予備品及び補修工具を備えておくこと。 (4) 圧力容器取扱作業主任者の資格、階級及び氏名を圧力容器室等の見やすい箇所に掲示すること。 (5) 圧力容器室等の配管は、付表に掲げる配管の種類に応じ、全部を白系統の配色とし、一部見やすい箇所に矢印、管種別名及び10センチメートル幅の帯状（部分的）で表示すること。 | |
| 5 点火 | (1) ボイラーの点火を行うときは、ダンパーの調子を点火し、燃焼室及び煙道の内部を十分換気した後点火すること。 | |

| | |
|--------|--|
| | (2) 2基のボイラーに点火する場合は、1基のボイラーに点火し、その火炎が安定した後に他のボイラーに点火すること。 |
| 6 吹き出し | (1) 一人で同時に2基以上のボイラーの吹き出しを行わないこと。 (2) 吹き出しを行う間は、他の作業を行わないこと。 |

(その3)

| 項目 | 業務実施要領 |
|-----------------------|---|
| 7 ボイラー又は煙道の内部に入るときの処置 | (1) ボイラー又は煙道を冷却すること。 (2) ボイラー又は煙道の内部を換気すること。 (3) ボイラー又は煙道の内部で使用する移動電線は、キャプタイヤケーブル又はこれと同等以上の絶縁効力及び強度を有するものを使用し、かつ、移動電灯は、カードを有するものを使用すること。 (4) 使用中の他のボイラーとの管連絡を確実に遮断すること。 (5) ボイラー又は煙道の内部に入っていることを示す標識（付図）を見やすい場所に掲示すること。 |
| 8 圧力容器の内部に入るときの処置 | (1) 圧力容器を冷却すること。 (2) 圧力容器の内部を換気すること。 (3) 圧力容器の内部で使用する移動電線は、キャプタイヤケーブル又はこれと同等以上の絶縁効力及び強度を有するものを使用し、かつ、移動電灯は、カードを有するものを使用すること。 (4) 使用中の他のボイラー又は他の圧力容器との管連絡を確実に遮断すること。 (5) 圧力容器の内部に入っていることを示す標識（付図）を見やすい場所に掲示すること。 |

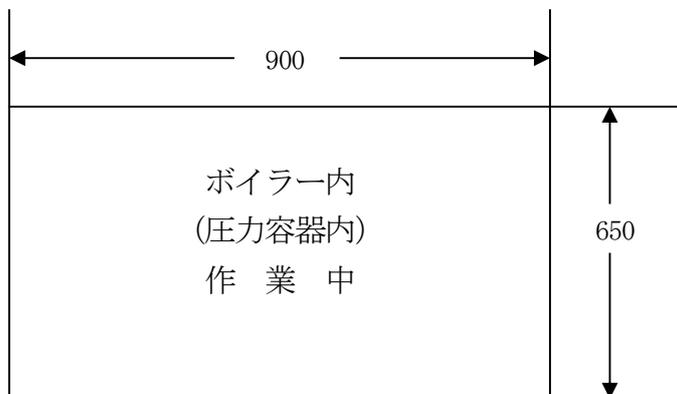
付表

配管の識別色

| 配管の種類 | 識別色 (識別番号) |
|----------|--------------|
| 蒸気管 | 暗い赤 (1 4 1) |
| 給水管 | 青 (7 4 6) |
| 排水管 | 緑 (5 4 1) |
| 給湯管 | 桃 (1 4 8) |
| 戻り管 | 茶 (2 4 1) |
| 通気管又は排気管 | 薄い緑 (4 1 0) |
| ガス管 | 黄 (3 5 1) |
| 油管 | 暗い黄赤 (2 6 1) |
| 電気管 | 薄い黄赤 (3 4 2) |

注：識別番号は、日本塗料工業会が定める塗料用標準色の番号を示す。

付図



注：下地は黄色、文字は赤とする。単位：ミリメートル

別表第6（第15条関係）

定期点検実施基準（項目）

| 区分 | 内容 | | |
|--------------|-------------------|---|---|
| | 種別 | 細部 | 点検事項 |
| 1 ボイラー 本体 | (1) 燃焼装置 | ア 油過熱器及び燃料 送給装置 | (ア) 損傷の有無 |
| | | イ バーナー | (イ) 汚れ又は損傷の有無 |
| | | ウ ストレーナー | (ウ) つまり又は損傷の有無 |
| | エ バーナータイル及 び炉壁 | (エ) 汚れ又は損傷の有無 | |
| | オ 煙道 | (オ) 漏れ、その他の損傷の有 無及び通風圧の異常の有無 | |
| | (2) 自動制御 装置 | ア 起動及び停止の装 置、火炎検出装置、燃 料遮断装置、水位調節 装置並びに圧力調節 装置 | (ア) 機能の異常の有無 |
| | | イ 電気配線 | (イ) 端子の異常の有無 |
| | (3) 附属装置 及び附属品 | ア 給水装置 | (ア) 損傷の有無及び作動の状 態 |
| | | イ 蒸気管及びこれに 附属する弁 | (イ) 損傷の有無及び保温の状 態 |
| | | ウ 空気予熱器 | (ウ) 損傷の状態 |
| | | エ 水処理装置 | (エ) 機能の異常の有無 |
| 2 圧力容器 | | | 本体損傷の有無 ふたの締めつけボルトの摩耗の 有無 管及び弁の損傷の有無 |

別表第7（第17条関係）

ボイラー等安全取扱教育実施基準

| 区分 | 教育の内容 | 教育時間 |
|--------|-----------------------|-------|
| 1 ボイラー | (1) ボイラーの構造、附属品及び附属設備 | 2時間以上 |
| | (2) ボイラーの取扱い | 4時間以上 |
| | (3) 点火及び燃焼 | 3時間以上 |
| | (4) 点検及び異常時の処置 | 4時間以上 |
| | (5) 関係法令 | 2時間以上 |
| 2 圧力容器 | (1) 圧力容器本体及び附属品の構造 | 5時間以上 |
| | (2) 圧力容器の取扱い | 5時間以上 |
| | (3) 点検及び異常時の処置 | 1時間以上 |
| | (4) 関係法令 | 2時間以上 |

別表第8（第27条関係）

交換（変更）禁止事項

| 区分 | 内容 |
|--------|--|
| 1 ボイラー | (1) 胴、ドーム、炉筒、火室、鏡板、天井板、管板、管寄せ又はステー (2) 水管ボイラーの水管又は煙管ボイラーの煙管 (3) 附属設備 (4) 燃焼装置 (5) 据付基礎 |
| 2 圧力容器 | 胴、鏡板、底板、管板、ふた板又はステー |

別表第9（第29条関係）

休止中の処置事項

| 区分 | 内容 |
|------------|--|
| 1 処置事項 | <ul style="list-style-type: none"> (1) ボイラー及び圧力容器の内外部を清掃するとともに、圧力容器の腐食防止の処置を講ずること。 (2) ボイラーの保存方式は、原則として、ボイラー水を全部排出する乾燥方式にすること。 (3) 使用中のボイラー及び圧力容器との管連絡又は弁以外の方法で遮断すること。 (4) 設備の特性に応じ最低3か月以内ごとに1回、定期的に2及び3の点検項目を実施すること。 (5) ボイラーで燃焼ガスに触れる面は、硫黄酸化物等に腐食を防止する処置を講ずること。 |
| 2 ボイラー点検項目 | <ul style="list-style-type: none"> (1) ボイラー内部への蒸気又は水の漏れ込みの有無 (2) ブロー管から排水の逆流 (3) 燃焼室、ドラム及び操作盤等の内部結露 (4) 燃焼室内へプロパンガス、燃料及び燃焼ガスの漏れ込み (5) ドラム内又は燃焼室内（煙道を含む。）の雨水の浸入 (6) 電源（歯形スイッチ）は切っているか。誤って電源を入れるおそれはないか。 (7) その他必要と認める点検項目 |
| 3 圧力容器点検項目 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 圧力容器内への蒸気又は水の漏れ込みはないか。 (2) ブロー管から排水の逆流はないか。 (3) 圧力容器内の結露又はさびの発生はないか。 (4) 圧力容器内の雨水の浸入はないか。 (5) 保温材の損傷はないか。 (6) その他必要と認める点検項目 |

別表第10（第30条関係）

ボイラー検査官の資格基準

| 必要な免許 | 実務経験等 | 研修 |
|------------|-------|---|
| 特級ボイラー技士免許 | — | 研修を終了した者又は陸自ボイラー検査官集合教育終了後、付表に定める検査実習を終了した者 |
| 1級ボイラー技士免許 | 2年以上 | 研修を終了した者又は陸自ボイラー検査官集合教育終了後、付表に定める検査実習を終了した者 |

注：1 研修の実施者、科目、時間等は、付表に定めるとおりとする。

2 実務経験とは、必要な免許取得後の経験とする。

付表

| 研修実施者 | 研修科目 | | 研修時間等 |
|-------------------------------------|---------------------|------|--------|
| 航空幕僚長、検査担当官又はこれらの者から指定され、若しくは依頼された者 | ボイラー及び圧力容器の構造 | | 40時間以上 |
| | ボイラー及び圧力容器の取扱い、維持管理 | | |
| | ボイラーの点火及び燃焼 | | |
| | ボイラー及び圧力容器に関する法令 | | |
| | 点検及び異常時の処理 | | |
| 検査実習 | ボイラー | 5基以上 | |
| | 圧力容器 | 5基以上 | |

別表第11（第33条関係）

関係書類の保存期間等

| 保存責任者 | 関係書類等（関係条番号） | 保存期間 |
|--|------------------------------------|--|
| 検査担当官 | ボイラーの検査台帳（第32条） 圧力容器の検査台帳（第32条） | 当該検査台帳を作成したときから、使用 廃止後1年を経過するまでの間 |
| 基地業務担当 部隊等の長 | 定期点検記録（第15条） ボイラー運転日誌（第16条） | 当該記録を作成したときから、3年を経 過するまでの間 当該日誌を作成したときから、3年を経 過するまでの間 |
| 使用隊等の長 | 日日点検記録（第18条） | 当該記録を作成したときから、1年を経 過するまでの間 |
| その他「保存責任者」が必要とする記録は、上記に準じて保存期間を定めるものとする。 | | |

殿

発簡者名 印

ボイラーの設置計画について（報告）

標記について、下記のとおり報告する。

記

- 1 設置予定ボイラーの諸元
 - （1）型式
 - （2）最高使用圧力
 - （3）電熱面積
 - （4）換算蒸発量
 - （5）バーナーの最大能力（ kg/H ）
- 2 設置予定基数
- 3 設置工事完了予定年月（旬）
- 4 設置工事实施者
- 5 落成検査希望時期
- 6 設置予定ボイラーの配置図等
- 7 その他参考事項

添付書類：

注：1 圧力容器の報告については、この様式中「ボイラー」とあるのは「圧力容器」に、「電熱面積」とあるのは「内面積」と読み替えて使用する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第2 (第7条関連)

表面

| | | | | | | |
|--------------|------------|-----------|------------|-----|---|-----------------|
| ボイラー 圧力容器 | | | | 検査証 | 第 | 号 |
| 基地等 | | 構造検査の刻印 | | | | |
| 型式及び号別等 | | 伝熱面積又は内面積 | | | | $m^2 \cdot m^3$ |
| 最高使用圧力 | | MP a | 燃料種別 | | | |
| 判定結果 | 有効期間 | 判定結果 | 有効期間 | | | |
| | 自 年 月至 年 月 | | 自 年 月至 年 月 | | | |
| | 自 年 月至 年 月 | | 自 年 月至 年 月 | | | |
| | 自 年 月至 年 月 | | 自 年 月至 年 月 | | | |
| | 自 年 月至 年 月 | | 自 年 月至 年 月 | | | |
| 年 月 日 | | | | | | |
| 検査担当官 印 | | | | | | |

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

裏面

| 検査年月日 | 記事 | 検査官印 |
|-------|----|------|
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| ~~~~~ | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |

別紙様式第3 (第16条関係)

ボ イ ラ ー 運 転 日 誌

| 年 月 日 曜 | 天 候 | 隊 長 印 | 小 隊 長 印 | 取 扱 作 業 主 任 者 印 | | | | | | | | | | 取 扱 者 |
|--------------|-----|-------|---------|-----------------|----|---|------------|---|---|---|-------|---|--------|---------|
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 送気時間帯 | | | | | | | | | | | | | | 合 計 時 間 |
| 送気場所 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| ボイラー圧力 | | | | | | | | | | | | | | |
| 給水温度 | | | | | | | | | | | | | | |
| ボイラーふん焼時間帯 | | | | | | | | | | | | | | |
| 特異事項及び申し送り事項 | | | 燃料消費記録 | | | | 給水及び吹き出し記録 | | | | 熱管理記録 | | 水質試験記録 | |

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

別紙様式第4（第19条関係）

平 成 年 月 分 送 汽 計 画 表（平日）

| 送気時間帯 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 合 計 |
|-------|---|---|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|
| 送気場所等 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

- 注：1 送気時間又は送気場所等を変更する場合は、その都度、作成するものとする。
 2 平日以外の送気計画は、この様式に準じて作成するものとする。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

別紙様式第5（第20条関係）

発簡番号（ ）

発簡年月日

航空幕僚長 殿
（施設課長気付）

発簡者名 印

ボイラー

不合格、条件付合格判定報告書

圧力容器

（登録外報告）

- 1 検査の種類
- 2 検査官階級及び氏名
- 3 検査状況

| 検査基地 | 検査対象機材 | 設置年月日 | 検査年月日 | 判定 | 判定理由 | 措置 |
|------|--------|-------|-------|----|------|----|
| | | | | | | |

配布区分：司令官等（検査担当官である司令官等を除く。）、作戦システム運用隊司令又は航空システム通信隊司令

- 注：1 件名については、不要な字句を2本線で抹消する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

航空幕僚長 殿
（施設課長気付）

発簡者名 印

平成 年度ボイラー及び圧力容器の検査実施状況について（報告）
（I5-Z46（D））

1 総括

（1）年度検査所見

（2）検査対象及び判定結果

| 検査対象 | 検査数 | 判定結果 | | | 備考 |
|------|-----|------|-------|-----|----|
| | | 合格 | 条件付合格 | 不合格 | |
| ボイラー | 基 | 基 | 基 | 基 | |
| 圧力容器 | 基 | 基 | 基 | 基 | |
| 計 | 基 | 基 | 基 | 基 | |

（3）検査に使用した旅費

2 基地別検査実施状況

| | | | | | |
|---------|--|--|--|--|--|
| 検査基地 | | | | | |
| 検査対象機材 | | | | | |
| 検査年月日 | | | | | |
| 検査の種類 | | | | | |
| 検査官階級氏名 | | | | | |
| 判定 | | | | | |
| 検査官の意見 | | | | | |
| 使用した旅費 | | | | | |

添付書類：

配布区分：司令官等（検査担当官である司令官等を除く。）、作戦システム運用隊司令又は航空システム通信隊司令

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

別紙様式第7（第28条関係）

発簡番号（ ）

発簡年月日

殿

発簡者名 印

ボイラーの使用廃止について（報告）

標記について、下記のとおり報告する。

記

- 1 廃止理由
- 2 廃止年月日
- 3 廃止するボイラー
 - (1) 設置年月日
 - (2) 諸元
 - (3) 検査証
 - (4) 設置場所
- 4 その他参考事項

添付書類：

- 注：1 圧力容器の報告については、この様式中「ボイラー」とあるのは「圧力容器」と読み替える。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第8 (第32条関係)

ボ イ ラ ー 検 査 台 帳

表面

| | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|---------------|--------------|----------------|---------------|----------------|-------|-----------|--------------------------|---------|--------------------------|--|--|
| 検査証 | 第 号 年 月 日 交 付 | | | | | | | | | | | |
| 基地名 | | ボイラー室 | | | 幅 m 奥行き m 高さ m | | 構造 | | | | | |
| 使用目的 | | 構造又は再使用検査の刻印 | | | 煙突 | | 頂上径 mm 高さ | | 製 | | | |
| 型式及び財産区分 | | 最大使用圧力 | | | MPa | | 最大蒸発量 | | th | | | |
| ボ イ ラ ー の 構 造 | 伝熱面積 | | m ² | | マンホール | | マンホール | | mm 個 | | | |
| | パーナーの最大能力 | | ℓ/H | | 掃除穴又は検査穴 | | 掃除穴 | | 個 | | | |
| | 銅 | 最大内径 | | | | 掃除穴 | | 検査穴 | | 個 | | |
| | | 長さ | | | | 煙管 | | 本 mmΦ × mm (厚さ) × m (長さ) | | | | |
| | | 板厚 | | | | 水管 | | 降水管 | | 本 mmΦ × mm (厚さ) × m (長さ) | | |
| | 鏡板又は管板 | 形状 | | | | 蒸発管 | | 本 mmΦ × mm (厚さ) × m (長さ) | | | | |
| | | 板厚 | | | | 管寄せ | | 形状 | | | | |
| | 炉筒又は火室 | 形状 | | | | 内径又内法 | | | | mm | | |
| | | 最大内径 | | mm 板厚 mm | | 加熱器 | | 形、管の内径外 | | mm | | |
| | | 有効最大長 | | mm 長さ mm | | 節炭器 | | 形、管の内径外 | | mm | | |
| ステー | () ステー取付方法 | | | | 安全弁又は逃がし弁 | | 式 形 | | mmΦ 個 | | | |
| 銅の長手継ぎ手 | 種類 効率 | | | | 水面測定装置 | | ガラス 水面計 個 | | 験水コック 個 | | | |
| 鑄鉄製ボイラー | 材料 | | | | 自動制御装置の概要 | | | | | | | |
| | セ数 | | | | 設置年月 | | | | | | | |
| | 組合せ後の寸法 | | 幅 | | 奥行き | | 長さ | | 製造年月 | | | |
| | | | m | | m | | m | | 製造者名 | | | |
| 給水装置 | | | | 燃料 | | | | | | | | |
| 給水加熱器 | | | | 燃焼方式 | | | | | | | | |
| 空気予熱器 | | | | 熱管理計器及びその他の事項 | | | | | | | | |
| 連続ブロー装置 | | | | 項 | | | | | | | | |

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

裏面

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 検査年月日 | 年 | 年 | 年 | 年 |
| | 月 | 月 | 月 | 月 |
| | 日 | 日 | 日 | 日 |
| 有効期間 | 自 年 月 | 自 年 月 | 自 年 月 | 自 年 月 |
| | 至 月 日 | 至 月 日 | 至 月 日 | 至 月 日 |
| 記事 | | | | |
| 検査官 印 | | | | |
| 検査年月日 | 年 | 年 | 年 | 年 |
| | 月 | 月 | 月 | 月 |
| | 日 | 日 | 日 | 日 |
| 有効期間 | 自 年 月 | 自 年 月 | 自 年 月 | 自 年 月 |
| | 至 月 日 | 至 月 日 | 至 月 日 | 至 月 日 |
| 記事 | | | | |
| 検査官 印 | | | | |
| 検査年月日 | 年 | 年 | 年 | 年 |
| | 月 | 月 | 月 | 月 |
| | 日 | 日 | 日 | 日 |
| 有効期間 | 自 年 月 | 自 年 月 | 自 年 月 | 自 年 月 |
| | 至 月 日 | 至 月 日 | 至 月 日 | 至 月 日 |
| 記事 | | | | |
| 検査官 印 | | | | |

別紙様式第9 (第32条関係)

第 種 圧 力 容 器 検 査 台 帳

表 面

| | | | | |
|---|--------|------------------|---------------------------------|----------|
| 検査証又は 来歴簿 | | 第 号 年 月 日 交付 | | |
| 基地等 | | 構造又は再使用 検査の刻印 | | |
| 型式及び財産区分 | | 最高使用圧力 | MPa 圧力限の最高使用 圧力 MPa | |
| 使用区分 | | 加熱の方法 | 直火、蒸気、 その他 発生又は送入す る気体の名称 | |
| 第 種 圧 力 容 器 の 構 造 | 内容積 | | 胴の長手継 ぎ手の効率 種類 効率 | |
| | 胴 | 材料 | ステー | |
| | | 最大内径 | ふた板締め つけボルト | |
| | | 長さ | マンホール 掃除穴又は 検査穴 | 種類 大きさ |
| | 板厚 | | | |
| | 鏡板又は管板 | 材料 | 管 | 種類 型式 弁径 |
| | | 形状 | | |
| | | すみの丸みの内径 | | |
| | ふた板 | 板厚 | 安全弁又は これに替わ る安全装置 | |
| | | 形状 | | |
| 板厚 | | | | |
| 製造年月日 | | 設置年月 | 製造者名 | |
| 附属設備及びその他の事項 | | | | |

裏 面

| | | | | |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 検査年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 有効期間 | 自 年 月 至 月 日 | 自 年 月 至 月 日 | 自 年 月 至 月 日 | 自 年 月 至 月 日 |
| 記事 | | | | |
| 検査官 印 | | | | |
| 検査年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 有効期間 | 自 年 月 至 月 日 | 自 年 月 至 月 日 | 自 年 月 至 月 日 | 自 年 月 至 月 日 |
| 記事 | | | | |
| 検査官 印 | | | | |
| 検査年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 有効期間 | 自 年 月 至 月 日 | 自 年 月 至 月 日 | 自 年 月 至 月 日 | 自 年 月 至 月 日 |
| 記事 | | | | |
| 検査官 印 | | | | |

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。